

おおいたパートナーシップ宣誓制度に関する要綱を次のように定める。

令和5年8月18日

大分市長 足 立 信 也

おおいたパートナーシップ宣誓制度に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分市人権教育・啓発基本計画の理念に基づき、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現を目指すため実施するおおいたパートナーシップ宣誓制度に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである2者の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある2者が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。
- (3) 性的マイノリティ 性的指向(恋愛感情又は性的感情の対象となる性別に

ついでに指向をいう。)が必ずしも異性愛のみではない者又はジェンダーアイデンティティ(自己の属する性別についての認識をいう。)が出生時に判定された性と異なる者をいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が本市に住所を有すること。ただし、双方が本市に住所を有しない場合にあつては、一方又は双方が宣誓の日から起算して原則として14日以内に転入(本市の区域外から区域内への住所の変更の届出をすること。以下同じ。)を予定していること。
- (3) 現に双方に配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び宣誓に係る相手方以外の者との間にパートナーシップがないこと。
- (4) 双方の関係が、民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、パートナーシップに基づき養子縁組をしていること又は養子縁組をしていたことにより当該関係に該当する場合は、この限りでない。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする2者(以下「宣誓をしようとする者」という。)は、双方揃って市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)及びパートナーシップの宣誓に関する確認書(様式第2号。以下「確認書」という。)に自署し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、市職員及び双方の立会いのもとで、これを代筆させることができる。

- (1) 本市が発行する住民票の写し(本市に住所を有さず本市への転入を予定している場合にあつては、転出証明書等その事実が確認できる書類)(宣誓書を提出する日前3月以内に発行されたものに限る。)
- (2) 独身証明書又は戸籍抄本(日本国籍を有しない者にあつては、現に婚姻していないことを証する書類その他市長が認める書類)(宣誓書を提出する日前3月以内に発行されたものに限る。)
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、同項各号の書類に類する書類(同項各号に規定する期間内に発行されたものに限る。)をもってこれに代えることができるものとする。
- 3 市長は、宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 在留カード
- (5) 前4号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明証等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が添付されたもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか本人であることを証するものとして市長が認める書類

4 市長は、双方が本市に住所を有しない場合、一方又は双方の転入後速やかに住民票の写しの提出を求めるものとする。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名（社会生活上日常的に使用している氏名をいう。以下同じ。）を使用することができる。

(受領証の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定による宣誓が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、宣誓書に係る2者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第3号。以下「受領証」という。）に宣誓書の写し及び確認書の写しを添えて交付するものとする。この場合において、前条の規定により

宣誓書に通称名を使用したときは、戸籍に記載されている氏名（外国人等の場合は、これに準ずるもの）を受領証の裏面に記載するものとする。

（受領証の再交付）

第7条 前条の規定により受領証の交付を受けた2者（以下「宣誓者」という。）

は、当該受領証を紛失し、毀損し、又は汚損したときその他再交付を求める事由が生じたときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）を提出することにより、受領証の再交付を申請することができる。この場合において、再交付申請書を提出しようとする者の一方又は双方が自ら再交付申請書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、第4条第1項の規定により提出された宣誓書が、第13条の規定により保存されている場合に限り、受領証を再交付するものとする。

3 宣誓者は、第1項の規定による申請の際に前条の規定により交付を受けた受領証を市長に返還しなければならない。ただし、紛失を理由とする再交付を受けた場合にあっては、その後において紛失した受領証を発見した日以後速やかに同条の規定により交付を受けた受領証を市長に返還しなければならない。

4 市長は、再交付申請書を提出した者が本人であることを確認するため、第4

条第3項各号に掲げる書類の提示又は当該書類の写しの提出を求めるものとする。

(宣誓事項の変更)

第8条 宣誓者は、宣誓書の記載事項に変更があった場合（次条の規定により受領証を返還する場合を除く。）は、パートナーシップ宣誓書記載事項変更届（様式第5号。以下「変更届」という。）に、変更内容が確認できる書類及び変更前の受領証（受領証の記載事項に変更が無い場合を除く。）を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、変更届を提出しようとする者の一方又は双方が自ら変更届に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

2 市長は、前項の規定による変更届の提出があったときは、受領証の記載事項を変更し、宣誓者に交付するものとする。

(受領証の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第6号。以下「返還届」という。）に受領証を添えて市長に返還しなければならない。この場合において、返還届を提出しようとする者の一方又は双方が自ら返還届に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

(1) 双方の意思によりパートナーシップが解消された場合

(2) 一方が死亡した場合

(3) 双方が本市の区域外に転出（本市の区域内から区域外への住所の変更の届出をすることをいう。以下同じ。）した場合（第12条第1項に規定するパートナーシップ宣誓書受領証継続使用申請書を提出する場合を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、市長は、紛失等の理由により受領証を添付することが困難であると認めるときは、受領証の添付を要しないこととすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、同項第2号に掲げる事由に係る返還届を提出した宣誓者が、引き続き当該受領証の保持を希望するときは、当該受領証に当該事由の発生の日の翌日以後、当該受領証を使用することができない旨を明示した上で、双方の受領証を宣誓者に返却するものとする。

（宣誓の無効）

第10条 宣誓は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日後に無効とする。

(1) 宣誓者がパートナーシップを形成する意思を有しないと市長が認めるとき
パートナーシップにある2者の一方から返還届の提出があった日

(2) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき（第12条第1項に規定するパートナーシップ宣誓書受領証継続使用申請書を提出する場合を除く。）
要件に該当しなくなったことを市長が認

めた日

- 2 宣誓者は、前項の規定により宣誓が無効となったときは、第6条の規定により交付を受けた受領証を、前条の規定の例により返還しなければならない。

(交付番号の公表)

第11条 市長は、第9条の規定により返還届が提出された場合又は前条第1項の規定により宣誓が無効となった場合は、受領証の交付番号（受領証ごとに付与された番号をいう。以下同じ。）を公表することができる。

(自治体間での相互利用)

第12条 宣誓者の双方が、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している自治体へ転出する場合であって、パートナーシップ宣誓書受領証継続使用申請書（様式第7号。以下「継続使用申請書」という。）に2名分の受領証の写しを添えて提出したときは、転出先の自治体において継続して本市が交付した受領証を使用することができる。この場合において、継続使用申請書を提出しようとする者の一方又は双方が自ら継続使用申請書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- 2 本市と協定を締結している自治体から本市へ転入した者は、当該自治体が交付した受領証（当該自治体において継続使用の手続がされたものに限る。）を、本市において継続して使用することができる。

3 第1項の規定により継続して受領証を使用している者が第9条第1項第1号若しくは第2号の事由に該当した場合又は本市と協定を締結している自治体以外の自治体に転出した場合には、当該受領証を市長に返還しなければならない。

4 第1項の規定により継続して使用する受領証に係る再交付、宣誓事項の変更、返還、宣誓の無効及び交付番号の公表については、第7条から前条までの規定を準用する。

(宣誓書の保存)

第13条 市長は、宣誓書を30年間保存するものとする。

(準用)

第14条 第7条第4項の規定は、第8条第1項の規定による宣誓書の記載事項の変更、第9条第1項の規定による受領証の返還(第10条第2項においてその例による場合を含む。)及び第12条第1項の規定による受領証の継続使用の申請に係る本人確認について準用する。

(周知啓発)

第15条 市長は、おおいたパートナーシップ宣誓制度の趣旨が十分に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者への周知啓発に努めるものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、おおいたパートナーシップ宣誓制度
に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のおおいたパートナーシップ宣誓制度に関する要綱の規定（第9条
第3項の規定を除く。）は、この要綱の施行の日以後に行われる宣誓について適
用し、同日前に行われた宣誓については、なお従前の例による。

パートナーシップ宣誓書

大分市長 殿

私たち と は、
おおいたパートナーシップ宣誓制度に関する要綱の規定に基づき、お互いをその
人生のパートナーとすることを宣誓し、ここに署名します。

年 月 日

(宣誓をしようとする者)

住 所

氏 名

(宣誓をしようとする者)

住 所

氏 名

(代筆者)

住 所

氏 名

※ 宣誓をしようとする者の欄は自署してください。やむをえない場合は代筆が可能ですが、
下段に代筆者の住所及び氏名をご記入ください。

※ 通称名で宣誓することができます。

※ 氏名の欄は、戸籍上の氏名をご記入ください。

パートナーシップの宣誓に関する確認書

年 月 日

大分市長 殿

私たちは、おおいたパートナーシップ宣誓制度に関する要綱の規定に基づくパートナーシップの宣誓(以下「宣誓」という。)に先立ち、以下の内容を確認したうえで、宣誓を行います。

なお、要綱第9条の規定により返還届を提出した場合又は要綱第10条第1項の規定により宣誓が無効となった場合は、受領証の交付番号を市が公表することに同意します。

確認事項（以下の要件に該当することを確認のうえ確認欄に「✓」をつけてください）		確認欄
第2条	互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである2者であること。	☐
第3条第2号	次のいずれかに該当すること。 ・一方又は双方が本市に住所を有していること。 ・双方が市内に住所を有していない場合は、一方又は双方が14日以内に市内への転入を予定していること。 ※転入予定の場合は、転入後速やかに住民票の写しを提出すること。 (転入予定日： 年 月 日) (転入予定日： 年 月 日)	☐
第3条第3号	・双方に配偶者（事実上婚姻関係にあるものを含む。）がないこと。 ・宣誓に係る相手方以外の者との間にパートナーシップ（パートナーシップに基づく養子縁組、他自治体のパートナーシップ制度を含む。）がないこと。	☐
第3条第4号	宣誓をしようとする者同士の関係が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係（パートナーシップに基づいた養子縁組をしていること又は養子縁組をしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。	☐

住 所：
フリガナ
氏 名：

(フリガナ：)

電話番号：

住 所：
フリガナ
氏 名：

(フリガナ：)

電話番号：

(代筆者)

住 所：

氏 名：

様式第3号(第6条関係)

(表面)



パートナーシップ宣誓書受領証

おおいたパートナーシップ宣誓制度に関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

本人氏名

パートナー氏名

様

様

年 月 日

大 分 市

長 印

(裏面)

大分市では、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現を目指しています。この受領証は、法律上の効果を生じさせるものではありませんが、お二人のパートナーシップを尊重することで、互いを人生のパートナーとして、大分市でいきいきと輝き活躍されることを期待しています。

戸籍上の氏名(通称名を使用の場合)

本人氏名

パートナー氏名

【本受領証の提示を受けた方へ】上記の趣旨をご理解いただきますとともに、個人情報の取扱いには、十分な配慮をお願いします。

No.

備考

寸法は、縦54ミリメートル、横85ミリメートルとする。

様式第4号(第7条関係)

パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書

大分市長 殿

年 月 日付で交付されましたパートナーシップ宣誓書受領証の再交付を受けたいので、おおいたパートナーシップ宣誓制度に関する要綱第7条第1項の規定により申請します。

再交付を希望する理由(いずれかに☑をしてください。)

☐ 紛失

☐ 毀損

☐ 汚損

☐ その他(理由:)

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

(代筆者)

住所 _____

氏名 _____

※毀損、汚損又はその他の場合、当該パートナーシップ宣誓書受領証を添付して提出してください。

※本人確認ができる書類を提示し、又は写しを添付してください。

様式第5号(第8条関係)

パートナーシップ宣誓書記載事項変更届

大分市長 殿

おおいたパートナーシップ宣誓制度に関する要綱第8条第1項の規定により、次のとおり届け出します。

年 月 日

(変更前)

(変更後)

住 所

フリガナ

氏 名

フリガナ
(通称名)

電話番号

住 所

フリガナ

氏 名

フリガナ
(通称名)

電話番号

(代筆者)

住 所

氏 名

※ 変更のあった事項のみ記入してください。

※ 変更内容の分かる書類及びパートナーシップ宣誓書受領証を添付してください。

※ 本人確認ができる書類を提示し、又は写しを添付してください。

パートナーシップ宣誓書受領証返還届

大分市長 殿

おおいたパートナーシップ宣誓制度に関する要綱第9条又は第10条第2項の規定により、受領証を返還します。

返還する理由(いずれかに☑をしてください。)

- ☐ パートナーシップの解消
- ☐ 宣誓者の死亡

※希望される方は、☑をしてください。

☐ 返還した受領証を使用できないよう処理した上での返却
- ☐ 大分市からの転出
- ☐ その他 (理由:)

年 月 日

住 所

住 所

氏 名

氏 名

電話番号

電話番号

(代筆者)

住所

氏名

※パートナーシップ宣誓書受領証を添付してください。

※本人確認ができる書類を提示し、又は写しを添付してください。

様式第7号(第12条関係)

パートナーシップ宣誓書受領証継続使用申請書

大分市長 殿

おおいたパートナーシップ宣誓制度に関する要綱第12条第1項の規定により、受領証の継続使用を申請します。

なお、本申請書の写し等を転出先自治体へ提供することに同意します。

年 月 日

(現住所)

住 所
氏 名
電話番号

住 所
氏 名
電話番号

(新住所)

住所

住所

(代筆者)

住所
氏名

- ※ 2名分のパートナーシップ宣誓書受領証の写しを添付してください。
- ※ 本人確認ができる書類を提示し、又は写しを添付してください。
- ※ 転出先自治体によっては、パートナーシップ宣誓時の提出書類の写し等を提供することがあります。